

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 〇 土壌汚染対策法により要措置区域を指定する件 四六
 〇 計量器の定期検査を実施する件 四六
 〇 平成二十六年年度麦類原種の配付数量及び配付価格を定めた件 四七
 〇 告示
 〇 砂利採取業務主任者試験を実施する件 四七
 〇 福島県労働委員会
 〇 あつせん員候補者として委嘱した件 四七

告 示

福島県告示第五百三十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十六年九月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定する区域
 南相馬市小高区飯崎字南原六五番一の一部
 - 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
- 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

- 2 ふつ素及びその化合物
 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 なし

- 三 指定する区域において講ずべき指示措置
 地下水の水質の測定

（水・大気環境課）

福島県告示第五百三十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年九月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
白河市（表郷大信及び東を除く。）	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	一〇月七日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	白河市役所
		一〇月八日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	同
		一〇月九日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	同
		一〇月一〇日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	同
双葉郡川内村		一〇月一五日 午後一時三〇分から 午後三時まで	川内村役場

耶麻郡西会津町		一〇月一六日 午後二時から 午後二時三〇分まで	旧奥川小学校 平四郎分校
右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月一七日から一一月一四日まで（土曜日、日曜日及び一一月三日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
白河市（表郷、大信及び東を除く）、 双葉郡川内村、耶麻郡西会津町	非自動はかり、分銅及びおもり	一一月四日から一一月九日まで（土曜日、日曜日及び一一月二四日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第五百三十三号

平成二十六年度麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。
平成二十六年九月五日

一 原種の配付数量	品種名	数量（単位 キログラム）	福島県知事 佐藤 雄 平
種類	きぬあずま	八〇	
小麦	ゆきちから	一六〇	
	小麦合計	二四〇	
二 なたね	アサカノナタネ	三	
原種の配付価格	単位	価格（消費税及び地方消費税を除く。）	
種類	一キログラム	二〇六円	
小麦	一キログラム	三〇〇円	
なたね			

公 告

（水田畑作課）

公告第二百五十五号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。
平成二十六年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験日時

平成二十六年十一月十四日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

福島県庁本庁舎五階正庁（福島県福島市杉妻町二番十六号）

三 受験願書の提出期間

平成二十六年十月一日から同月二十日まで（郵送による場合は、同月二十日までの通信日付印のあるものを有効とする。）

四 受験手数料

受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること（消印はしないこと。）

五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所（相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。）で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせのこと。
（技術管理課建設産業室）

福島県労働委員会

公告第三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。
平成二十六年九月五日

福島県労働委員会

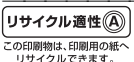
会長 伊藤 宏

氏 名	現 職	前 職	歴 史	委嘱年月日

伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経 営学類教授	国立福島大学経済学部 教授	平成20年6 月24日
吉高神 明	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経 営学類教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	平成26年6 月24日
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
今野 明子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		平成24年6 月24日
平石 典生	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
石原 浩二	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部 委員長	東北電力労働組合郡山 支部執行委員長	平成22年6 月22日
国分しのぶ	福島県労働委員会労働者委員 電機連合三菱電機労働組合郡 山支部副執行委員長	電機連合三菱電機労働 組合郡山支部執行委員	同
鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員 U I センセン福島県支部長	U I センセン同盟埼玉 県支部長	平成23年2 月22日
田母神正広	福島県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合 会福島県連合会執行委員長	全日本運輸産業労働組 合連合会福島県支部書 記長	平成24年6 月24日
横山まゆみ	福島県労働委員会労働者委員 J A M 日立オートモティブシ ステムズ労働組合第3支部執 行委員	J A M トキコ労働組合 福島支部執行委員	同
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員	社団法人会津地区経営	平成26年6

	一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	者協会事務局長	月24日
佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会理事	福島県経営者協会連合 会専務理事兼事務局長	平成18年6 月21日
豊田 和夫	福島県労働委員会使用者委員 常磐興産株式会社常務取締役	常磐興産株式会社常務 取締役社長室長	平成24年6 月24日
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	郡山運送株式会社代表 取締役社長	平成26年6 月24日
星 逸朗	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事兼事務局長	福島県中部経営者協会 専務理事兼事務局長	平成26年8 月26日
清野 隆彦	福島県労働委員会事務局長	福島県県北農林事務所 長	平成26年4 月22日
熊川 恵子	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県企画調整部参事 兼文化スポーツ局生涯 学習課長	同
櫻村 豊	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県農林水産部畜産 課主幹兼副課長	平成24年4 月24日

(詳細は別紙)



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】

発行所 印刷所 福 島 県 報 一 社 有 限 公 司